

令和5年

茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和5年2月28日（火）

## 令和5年第2回茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和5年2月28日（火）午後2時00分

茅ヶ崎市役所本庁舎4階 会議室1

### ○ 議事日程

- 第1 議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第2 議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第3 議案第9号 非農地証明願について
- 第4 議案第10号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等について
- 第5 議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 第6 議案第12号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- 第7 報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分の報告について
- 第8 報告第5号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について
- 第9 報告第6号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について

出席委員

1 番	鈴木	邦夫	君	8 番	廣瀬	正実	君
2 番	原田	勝幸	君	9 番	三橋	清高	君
3 番	高橋	久雄	君	10 番	野崎	雅博	君
4 番	石射	祥光	君	11 番	阿部	富美	君
5 番	村越	重芳	君	12 番	齋藤	和子	君
6 番	遠藤	信行	君	<del>13 番</del>	<del>吉田</del>	<del>恵子</del>	<del>君</del>
7 番	小澤	昇	君	14 番	石腰	明美	君
区域 2	生川	仁	君				

欠席委員

~~13 番 吉田 恵子 君~~

事務局職員出席者

事務局長 谷川 広志 君

局長補佐 伊藤 和範 君

午後 2 時00分開会

○議長（原田勝幸君） それでは、ただ今より令和 5 年第 2 回茅ヶ崎市農業委員会総会を開催いたします。

なお、本日は、13番吉田恵子委員より欠席届が提出されております。

よって、当総会は、委員数14名のうち13名の委員が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、成立していることをご報告申し上げます。

なお、本日は担当区域の推進委員 1 名にも出席いただいております。最初に、議事録署名人をご指名申し上げます。12番齋藤和子委員、14番石腰明美委員以上のご両名によりしくお願い申し上げます。

それでは、議事日程に従い順次審議をお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第 1、議案第 7 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 番案件を上程いたします。

5 番村越委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○5 番（村越重芳君） 議案第 7 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてご報告いたします。

～ 案件について内容を説明 ～

申請地は、1 筆、畑、679㎡のうち121.5㎡でございます。権利の種類は、区分地上権の設定です。

申請理由としましては、譲受人が、当該地の上部空間に営農型太陽光発電設備を引き続き設置するためでございます。

本申請地は、既に令和 2 年 3 月に許可を得ており、許可期間が切れるため、再度申請をするものです。

なお、区分地上権を設定する場合は、農地法第 3 条第 2 項ただし書きにおいて、第 2 項各号の許可要件は必要なく、例外的に許可することができることとなっております。

以上、よろしくご審議の程お願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(原田勝幸君) 「なし」と認め、採決をいたします。議案第7号、農地法第3条の規定による許可申請について報告のとおり許可することを決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(原田勝幸君) 「ご異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長(原田勝幸君) 日程第2、議案第8号、農地法第5条の規定による許可申請について、1番から3番案件までを一括して上程いたします。

始めに、1番及び3番案件について、5番村越委員より議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○5番(村越重芳君) 議案8号、農地法第5条の規定による許可申請についてのうち、1番案件をご報告いたします。

～ 1番案件について内容を説明 ～

申請地は、1筆、畑、679㎡のうち、1.16㎡でございます。

申請目的は、営農型太陽光発電設備の設置を継続し、営農するためでございます。

農地区分は、第2種農地、権利関係は賃借権の設定でございます。

申請理由としましては、本申請地は、令和2年3月に一時転用許可を得ていますが、許可期限が切れるため、再度申請をするものです。

施工につきましては、支柱を立ててパネル等の太陽光設備を設置し、パネル下部においてリーフレタスやミズナ等の栽培を行います。雨水につきましては、敷地内での自然浸透とします。

引き続き、3番案件についてご報告いたします。

～ 3番案件について内容を説明 ～

令和5年2月14日、事務局2名と現地を調査してまいりました。

申請地は、3筆、いずれも畑、合計389.18㎡でございます。

申請目的は、分家住宅です。農地区分は2種農地、権利関係は使用貸借権の設定でございます。

申請理由としましては、譲受人は、現在市外に家族3人で賃貸住宅に住んでいますが、子供の成長にともない手狭となり、本家所有の土地に分家住宅を建築するものです。他に適地もなく、日照・通風等、隣接農地への影響がないことから、当該地を選定したとのこ

とです。

工事計画につきましては、不陸整正し、汚水は、合併処理浄化槽を設置し、敷地内にて浸透処理します。雨水は、敷地内に浸透柵を設置し、浸透処理します。

被害防除につきましては、敷地内にてコンクリートブロックを積み、隣接農地へ雨水等が流出しないように施工する計画です。

以上、よろしくご審議の程お願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第8号、農地法第5条の規定による許可申請についてのうち1番及び3番案件を報告のとおり許可することを決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「ご異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

続いて、2番案件を上程いたしますが、野崎委員の案件となるため、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、総会において議事に参与することができませんので、野崎委員におかれましては退席をお願いいたします。

議事の都合上、暫時休憩といたします。

午後2時08分休憩

（本人案件のため野崎雅博君退室）

---

午後2時09分再開

○議長（原田勝幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。2番案件について、5番村越委員より報告をお願いいたします。

○5番（村越重芳君） 引き続き、2番案件についてご報告いたします。令和5年2月14日、事務局2名と現地を調査してまいりました。

～ 2 番案件について内容を説明 ～

申請地は、1 筆の一部で、現況畑、297.38㎡でございます。

申請目的は、分家住宅です。農地区分は3種農地、権利関係は使用貸借権の設定でございます。

申請理由としましては、譲受人は現在家族4人で、市内の賃貸住宅に住んでいますが、子供の成長にともない手狭となり、親が所有する土地に分家住宅を建築するものです。

工事計画につきましては、宅地部分は不陸整正し、汚水は合併処理浄化槽を設置し、道路側溝へ接続します。雨水は、浸透枳を設置し敷地内で浸透処理を行います。

被害防除につきましては、建築敷地内をコンクリートブロック積みとし、隣接農地へ雨水等が流出しない様に施工する計画となります。

以上、よろしくご審議の程お願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第8号、農地法第5条の規定による許可申請についてのうち、2番案件を報告のとおり許可することを決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「ご異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

議事の都合上、暫時休憩といたします。

午後2時11分休憩

---

（野崎雅博君入室）

午後2時12分再開

○議長（原田勝幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。日程第3、議案第9号、非農地証明願について、1番案件を上程いたします。5番村越委員より議案の説明及び現地

調査結果の報告をお願いします。

○5番（村越重芳君） 議案第9号、非農地証明願についてご報告いたします。

今回、現況と登記地目を合わせるため申請されたもので、令和5年2月14日、事務局2名と現地を調査してまいりました。

～ 案件について内容を説明 ～

申請地は、2筆、いずれも登記地目畑、合計1,109㎡でございます。

申請理由としましては、当該地は家屋があり、その周囲はアスファルト舗装又は砂利敷きになっており、農地に復元することが困難であること、転用後10年以上経過していること、この事実を昭和48年11月撮影の神奈川県航空写真で客観的に証明できることから、「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」の別表1に掲げる項目の「建築物または工作物の敷地」に該当し、非農地要件をすべて満たしていることを確認いたしました。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第9号、非農地証明願については、報告のとおり証明することを決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「ご異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第4、議案第10号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等について、1番案件を上程いたします。1番案件について、生川委員より議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○区域2（生川仁君） 議案第10号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等について、1番案件をご報告いたします。

本案件は、農地の有効利用に努めるため農地法の手続によらないで所有権の移転及び貸し借りを行うもので、茅ヶ崎市が農業経営基盤強化促進法に基づき、利用権集積計画を作成し、農業委員会が決定するものでございます。

～ 案件について内容を説明 ～



利用権を設定する農地は、1筆、畑、661㎡でございます。権利の存続期間は、令和5年3月1日から令和8年2月28日までで、権利の種類は、使用貸借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 補足させていただきます。

借り手は法人で、新規参入になります。

主に、キクラゲの栽培ということで、現在、ハウス内で2,500個の菌床栽培をしているということです。

また、文教大学の栄養学部ともコラボレーションを行っており、キクラゲクッキーを作ったという実績があり、地域との連携もしているということです。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第10号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等について、1番案件を報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「ご異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第5、議案第11号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、1番案件を上程いたします。3番高橋委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○3番（高橋久雄君） 議案第11号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、ご報告いたします。

～ 案件について内容を説明 ～

被相続人が、令和4年5月23日にお亡くなりになりましたので、相続人から相続税の納税猶予に関する適格者証明願が提出されたものでございます。

令和5年2月13日、事務局2名と現地を調査してまいりました。

特例農地12筆の耕作状況をご報告いたします。

12筆、いずれも現況畑、合計4,636.63㎡について、相続税の納税猶予を受けたいというものでございます。

耕作状況につきましては、ネギ、ブロッコリー、ダイコン、レタスが作付けされているほか準備中でした。

農機具の保有状況につきましては、管理機、トラクター、その他一式でございます。

労働力につきましては、本人61歳、従事日数360日、専業、配偶者63歳、従事日数100日、兼業でございます。

以上、農業経営されていると確認をいたしました。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第11号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、1番案件を報告のとおり証明することを決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「ご異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第6、議案第12号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1番から3番案件を一括して上程いたします。

なお、質疑は報告後一括して行います。

1番及び2番案件について3番高橋委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○3番（高橋久雄君） 議案第12号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてのうち、1番及び2番案件を一括してご報告いたします。

本案は、相続税の納税猶予を受けている者が、3年ごとに、納税猶予を継続したい旨の届出を税務署に提出する際、農業経営を行っていることの証明を添付することになっているため、証明願が提出されたものでございます。

～ 1番案件について内容を説明 ～

令和5年2月13日、事務局1名と現地を調査してまいりました。

特例農地9筆の耕作状況をご報告いたします。

1筆、畑、3筆、田、合計1,012㎡につきましては、準備中でした。

5筆、畑、合計2,548.44㎡につきましては、キャベツ、ダイコン等を作付けしているほか、柿が肥培管理されていました。

農機具の保有状況につきましては、トラクター、コンバイン、その他一式でございます。

労働力につきましては、本人65歳、従事日数250日、専業、配偶者65歳、従事日数200日、専業でございます。

～ 2番案件について内容を説明 ～

令和5年2月13日、事務局1名と現地を調査してまいりました。

特例農地は1筆の一部分ですが、耕作状況をご報告いたします。

畑、808.9㎡につきましては、ハウスにてトマトが栽培されていました。

農機具の保有状況につきましては、トラクター、コンバイン、植え機、その他一式でございます。

労働力につきましては、本人81歳、従事日数300日、専業、子54歳、従事日数300日、専業でございます。

以上、農業経営されていると確認をいたしました。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

続いて、3番案件について、5番村越委員より報告をお願いいたします。

○5番（村越重芳君） 議案第12号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてのうち3番案件をご報告いたします。

～ 3番案件について内容を説明 ～

令和5年2月14日、事務局2名と現地を調査してまいりました。

特例農地10筆の耕作状況をご報告いたします。

10筆、いずれも現況畑、合計5,957㎡につきましては、小松菜が作付けされているほか、準備中でした。

農機具の保有状況は、トラクター、管理機、草刈機、その他一式でございます。

労働力につきましては、本人50歳、従事日数100日、兼業、配偶者50歳、従事日数20日、兼業でございます。

以上、農業経営されていると確認をいたしました。

よろしくご審議の程お願い致します。

○議長（原田勝幸君） 次に事務局より補足説明がございましたか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問がございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第12号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1番から3番案件を報告のとおり証明することを決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「ご異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第7、報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分報告についてを上程いたします。

事務局より報告をお願いします。

○局長補佐（伊藤和範君） 7ページ、報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得の届出専決処分報告についてをご説明いたします。

本案件は、相続により取得した1筆、登記地目畑、188㎡についての届出でございます。

こちらの案件につきましては、届出に必要な事項が記載されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条により、事務局長において専決処分したものでございます。

なお、受理通知書につきましては、既に届出者に交付いたしております。以上、ご報告申し上げます。

○議長（原田勝幸君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） ご質問がないようですので、報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出の専決処分報告についてを終わります。

○議長（原田勝幸君） 日程第8、報告第5号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分報告についてを上程いたします。

事務局より報告をお願いします。

○局長補佐（伊藤和範君） 8ページ、報告第5号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分報告についてをご説明申し上げます。

9案件あり、転用目的は住宅敷地のほか、共同住宅や有料老人ホーム敷地でございます。

これらの案件は、いずれも届出に必要な書類が完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

なお、受理通知書につきましては、既に届出者に交付いたしております。以上、ご報告申し上げます。

○議長（原田勝幸君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） ご質問がないようですので、報告第5号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを終わります。

○議長（原田勝幸君） 日程第9、報告第6号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを上程いたします。

事務局より報告をお願いします。

○局長補佐（伊藤和範君） 9～10ページ、報告第6号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてをご説明申し上げます。

21案件あり、転用目的は、住宅敷地のほか、駐車場、道路敷地でございます。権利関係は、所有権の移転ほか使用貸借権の設定でございます。

これらの案件は、いずれも届出に必要な書類が完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

なお、受理通知書につきましては、既に届出者に交付いたしております。以上、ご報告申し上げます。

○議長（原田勝幸君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） ご質問がないようですので、報告第6号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを終わります。

以上で、本日の審議並びに報告事項はすべて終了しました。慎重審議をいただき厚くお礼申し上げます。それでは、以上をもちまして、令和5年第2回茅ヶ崎市農業委員会総会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

午後2時28分閉会

ここに会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

議 長

委 員

委 員